

## 令和2年度 第12回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年3月10日（水）午前9時30分

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 8名

1番 藤平清子君	1番 渡邊通君
2番 小泉治久君	2番 吉田一男君
3番 柳生利幸君	
4番 浅野敬司君	4番 小見川清君
5番 吉田和嗣君	5番 小松崎秀昭君
6番 島田辰男君	6番 福岡みつ子君
	7番 諏訪原早苗君
8番 横張清彦君	8番 野口裕司君
9番 青山和泉君	9番 栗山繁君
10番 山崎久司君	

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君  
推進委員 3番 山崎 明 君 10番 大塚康夫 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農地改良協議に対する決定について

議案第7号 阿見町農作業標準賃金表（案）について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

## 7. 会議の概要

午前9時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は17名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番島田辰男委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

### <議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、4筆、面積合計が57a、契約内容は所有権移転売買です。3筆は、〇〇から西南西へ約200m。1筆は、西北西へ500mに位置しています。作付け予定作物はレンコンです。農地中間管理機構の特例事業によるもので、農林振興公社が買受した農地です

整理番号2番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が2a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から西へ約500mに位置しています。作付け予定作物は水稻です。経営面積は、阿見町のほか〇〇市の耕作証明による数値を含めております。譲受人は隣接農地を耕作しているので、作業効率を上げるために取得するものです。

いずれも申請書類及び添付資料等を確認し、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

続きまして、1月に3条許可申請のありました、〇〇地内について、〇〇市所有農地の耕作が手付かずであったため農地法第3条第2項1号に該当するおそれがあり、保留となっていました。2月25日、現状報告の写真が届き、着手し進めており、〇〇地内についても、順に進める予定のとの事です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番島田辰男委員、整理番号2番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理された耕作中の農地で、境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について  
整理番号1番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が135aの内0.3a、申請地は〇〇から南東へ約200mに位置しています。申請者は当該農地取得後に、一時転用許可が必要なことを知らずに営農型太陽光発電設備の設置工事を進めてしまいました。現在工事は中断していますが、農地法を遵守する旨の始末書を併せ本申請行うものです。事業計画は、265Wの太陽光パネルを1902枚、出力504.03kw。面積内訳は、架台支柱1622本で7.355㎡と、キュービクル22.88㎡。電力は、農業施設へ自己消費に利用し、経費節減を図るものです。パネル下部農地における予定作物は蕎麦で、資金計画は、申請人が代表取締役を務める法人から借入れて行います。安全性については、自家用電気工作物の保安管理業務委託契約を締結しています。追認案件となりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。9番青山和泉委員お願ひいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、1月に3条許可申請にて取得しましたが、農地として利用予定が、営農型太陽光の申請前に、工事を着手し、既に農地の一部へ架台用の杭が打たれていました。工事は現在中断されていますが、申請者本人も深く反省しており、許可を得てから工事を行うよう指導しました。よって、本申請については、追認での許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

会長： 営農型太陽光の申請面積について、135aの内0.3aとありますが、その詳細について説明願ひます。

事 務 局： 営農型太陽光の場合、下部にて耕作を行います。パネルを置く架台の柱部分、円柱の本数分の面積、付帯する太陽光設備の機械関係の設置面積の一時転用申請3年となります。毎年、下部の農地の耕作状況の報告が義務付けられており、通常作物の80%の収農が必要となります。見込めない場合、理由書を付けての報告となります。報告を怠ると、設備の撤去となる場合もあります。

会 長： これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番： 太陽光発電を利用して、農作物にどの様に、電気を供給するのでしょうか。

事 務 局： ビニールハウス2棟があり、その中に既存の冷蔵庫があります。今後、冷凍庫、蓄電池、井戸の設置が予定されています。これらの付帯設備への電気の供給に利用予定です。

議 長： 他、質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が30aです。計画内容は、社会福祉事業（障がい者）施設、〇〇から東北東へ約200mに位置しており、周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は、鉄骨造1階建のグループホーム・ショートステイ・相談支援拠点、建築面積7aと、木造平屋建の就労支援B型事業所、建築面積3aを建築し、駐車場、駐車台数は〇〇台分及び通路10a、緑地6a、農業体験施設3aです。造成計画については、現状のまま利用、周囲には緩衝地・フェンスを設けて当該地を囲い、給水は上水道、雨水は敷地内に雨水浸透施設を埋設し、汚水・雑排水は、下水道へ接続します。資金は自己資金を中心に補助金や借入金を一部充てる予定です。申請者は、令和2年3月に阿見町地域生活支援拠点運営事業者に選定され、本事業を行うものであります。契約内容は、所有権移転売買です。

整理番号2番、申請日2月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が9aです。計画内容は、太陽光発電設備、〇〇から北西へ約500mに位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は495Wのパネルを148枚設置、造成計画については、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。資金計画は、土地代を自己資金により、工事費を立替払いによる融資により行います。契約内容は、所有権移転売買です。

整理番号3番、申請日2月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が6aです。計画内容は、太陽光発電事業、〇〇から北北西へ約200mに位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は340Wのパネルを170枚設置、造成計画については、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。資金計画は自己資金により行います。契約内容は、所有権移転売買です。

整理番号4番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aです。計画内容は、自己用駐車場、〇〇から東南東へ約400mに位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は自家用10tダンプと2tトラック各1台分の駐車場を整備します。造成計画については、砂利・碎石敷均しを行い、土留め工事の上、フェンスをコの字型設けます。雨水は自然流下とし、資金は自己資金により賄います。契約内容は、所有権移転売買です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番4番を9番青山和泉委員、整理番号2番を1番藤平清子委員、3番を8番横張清彦委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺への影響もありませんでした。よ

って、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、長期間手付かずで荒廃が進んでいる農地でありました。隣地境界も確認し、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、管理休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理された耕作中の農地であります。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長： 整理番号 1 番、施設の収容人数は何人くらいでしょう。

事務局： A棟 グループホーム日中サービス支援 10 名、短期入所 3 名、相談支援 60 名、  
B棟 就労支援事業所 15 名となっております。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号 1 番から 20 番、地目は田で、18 筆、316 a、地目は畑で、17 筆、  
381 a、面積合計 697 a、貸し手 20 名、借り手 12 名、賃貸借 19 件、使用貸  
借 16 件、新規設定 13 件、再設定 7 件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

推 4 番： 整理番号 20 番、土地改良区内は、水稻を生産しているの、レンコンの生産は困ります。現地で作業中の際に、本人には話しました。

事務局： 借り手は、〇〇市で研修中の新規就農者です。こちらについては、取下げとし、本人に説明致します。

議長： 他、質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決

をいたします。整理番号20番は取下げとし、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>**

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番、1筆、面積が15a、貸し手1名、担い手1名です。詳細については、お読みください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第6号 農地改良協議に対する決定について>**

議長： 続いて、議案第6号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農地改良協議に対する決定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が8a、〇〇から北東へ約200mに位置しており、市街化区域の農地であります。町の道路新設工事に伴い発生する残土を用いて農地改良を行うものです。こちらは令和元年8月の総会にて協議を行い、承認されたものですが、予定していた工事現場からの良質の土を搬入することが出来なくなり、別の工事現場、都市計画道路寺子・飯倉線整備に伴う工事発生土から搬入することとなったため、改めて協議を行うものです。請負業者が、当時とは変わっています。搬入土量については249m<sup>3</sup>。埋立後の作付け計画は、サツマイモです。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番島田辰男委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、過去の申請で承認されているので、搬入される土を確認しました。土質について問題なく、適切に農地改良が行われるものと思われれます。よって、今回の同意書の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第7号 阿見町農作業標準賃金表(案)について>

議 長： 続いて、議案第7号 阿見町農作業標準賃金表(案)についてを議題と致します。  
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第7号 阿見町農作業標準賃金表(案)について  
本日、午前9時より賃金検討委員4名で、農作業標準賃金検討委員会を開催し、審議していただきました。  
検討委員会で報告委員を選出しましたので、報告をお願いいたします。

議 長： それでは、報告委員6番島田辰男委員、お願いします。

6 番： 農作業標準賃金検討委員会において、審議の結果、近隣の牛久市、稲敷市、美浦村と比較検討し、農業環境は前年度と変化がないということで、従来通りとなりました。

議 長： これで報告委員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」との声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより議案第7号 阿見町農作業標準賃金について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事 務 局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は1件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事 務 局： 報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は3件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第3号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きますして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。  
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定

○3月10日（水）総会后 農業委員会だより編集委員会  
じゃがいも播種

②現地調査及び総会の予定

○4月現地調査 4月 9日（金）当番農委 9番青山和泉委員  
当番農委 1番藤平清子委員  
○4月定例総会 4月12日（月）午後3時00分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦勞様でした。

午前10時20分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印